USPTO、審査・手続実務に関する運用の変更を公表

2026年6月9日
JETRO NY 知的財産部
蛭田、赤木

USPTOは、6月4日、審査しても特許付与時には特許権存続期間が残存していないと見込まれる特許出願[1]に対して、特許審査を継続する必要性の説明を求める理由開示命令（show-cause order）を発行している旨を公表[2]した。

USPTOによれば、本命令は、2025年4月3日の連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）の判決[3]を背景として発行されている。本判決では、35 U.S.C.§154(d)に基づき出願公開から特許付与までになされた他者の行為に対して合理的なライセンス料の要求を可能とする「仮の権利（provisional rights）」は、特許権存続期間の満了前に特許権が設定される場合に限り認められる旨が判示された。

この判決を受けて、USPTO は、特許しても特許権存続期間がないと見込まれる出願を特定した上で、このような事情の下でもなお同出願の審査を継続する理由の説明を求める命令を発行することとしたと説明している。

この取り組みにより、出願人が審査継続に要する不必要なコストを削減できるほか、USPTOにおける特許審査に関するリソース配分を最適化できるとUSPTOは説明している。

また、USPTOは、6月5日、商標関連書類のファックスによる提出を7月1日以降は受け付けない旨を公表[4]した。

USPTO では、2020 年の電子出願の義務化に際して、ファックスによる書類の提出は許容しないとされていたものの、必要となる本人確認手続の導入に伴う例外的な暫定措置としてファックスによる書類提出が認められていた。

ファックスにより提出された書類は、システム上で鮮明に表示されないことも多く、手作業を伴うため処理に時間を要し、審査の遅れにもつながる問題点があったとUSPTOは説明している。

なお、期限内の電子的な書類提出が困難な場合には、所定の様式[5]と共に書類を郵送または窓口で提出することにより、提出期限の順守が可能とされている。

（以上）

---

[1] 通常は特許期間が満了する前に特許権が設定されるものの、継続・分割出願が重ねられた場合など、最先の出願日から20年経過後に特許審査を求められる例外的なケースがあり得る。

[2] USPTO issues show-cause orders for pending applications that would issue without patent term

[3] In re Forest 134 F.4th 1198 (Fed. Cir. 2025)

[4] USPTO to no longer accept trademark documents filed by fax

[5] Paper submission cover sheet